旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 25 年８月 21 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①スカイプラン・システム株式会社　②第３種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第３―721号　④スカイプラン・システム株式会社　埼玉県蕨市南町二丁目13番14号　代表取締役　刈谷周二　⑤本社　埼玉県蕨市南町二丁目13番14号　⑥平成８年３月21日　⑧平成25年２月13日　⑩30万円　⑪埼玉県知事　⑫埼玉県蕨市南町二丁目13番14号　スカイプラン・システム株式会社　代表取締役　刈谷周二

Ｃ　①株式会社シナジーコーポレーション　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―5789号　④株式会社シナジーコーポレーション　東京都港区芝公園２丁目２番22号　代表取締役　末本和哉　⑤本社営業所　東京都港区芝公園２―２―22芝公園ビル７階　⑥平成18年８月24日　⑨平成25年７月25日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都港区芝公園二丁目２番22号　株式会社シナジーコーポレーション　代表取締役　末本和哉

Ｂ　①セントラル・エコツーリスト　②第３種旅行業　③三重県知事登録旅行業第３―332号　④株式会社コネクト　三重県桑名郡木曽岬町大字加路戸579番地２　代表取締役　仁村邦彦　⑤本社営業所　三重県桑名郡木曽岬町大字加路戸579番地２　⑥平成21年11月17日　⑧平成25年１月11日　⑩300万円　⑪三重県知事　⑫三重県桑名郡木曽岬町大字加路戸579番地２　株式会社コネクト　代表取締役　仁村邦彦

Ｃ　①株式会社福山トラベル　②第３種旅行業　③広島県知事登録旅行業第３―406号　④株式会社福山トラベル　広島県福山市多治米町２丁目10―１　代表取締役　藤原正五　⑤本社営業所　広島県福山市多治米町２丁目10―１　⑥平成25年６月５日　⑨平成25年７月25日　⑩300万円　⑪広島県知事　⑫広島県福山市多治米町二丁目10番１号　株式会社福山トラベル　代表取締役　藤原正五

Ｂ　①株式会社福岡旅行　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第３―284号　④株式会社福岡旅行　福岡県春日市春日原東町三丁目37番地の１　代表取締役　本村祐一　⑤本社営業所　福岡県春日市春日原東町三丁目37番地の１　⑥昭和63年９月30日　⑧平成25年７月19日　⑩300万円　⑪福岡県知事　⑫福岡県筑紫野市二日市北１丁目１番５号ちくし法律事務所　株式会社福岡旅行　破産管財人　弁護士　吉野隆二郎

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権(保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 25 年８月 21 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社京都交通社　②第３種旅行業　③京都府知事登録旅行業第３―239号　④株式会社京都交通社　京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町80番地京都産業会館地下１階　代表取締役　谷口賢一　⑤本社営業所　京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町80番地京都産業会館地下１階　⑥昭和52年７月20日　⑦平成25年７月19日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①デリシャス株式会社　②第２種旅行業　③北海道知事登録旅行業第２―605号　④デリシャス株式会社　札幌市白石区菊水六条三丁目１番26号　代表取締役　庄司開作　⑤本社営業所　札幌市白石区菊水六条三丁目１番26号　⑥平成23年６月13日　⑦平成25年８月１日　⑧220万円　⑨1100万円

Ｂ　①株式会社トラベル本舗　②第２種旅行業　③長野県知事登録旅行業第２―456号　④株式会社トラベル本舗　松本市渚１丁目２番23号　代表取締役　新村一男　⑤本社営業所　松本市渚１丁目２番23号　⑥平成15年８月５日　⑦平成25年７月22日　長野県知事登録旅行業第３―456号　⑧160万円　⑨1100万円

Ｂ　①株式会社万代トラベル　②第２種旅行業　③新潟県知事登録旅行業第２―144号　④株式会社万代トラベル　新潟市東区白銀二丁目８番地１　代表取締役　川井毅　⑤本社営業所　新潟市東区白銀二丁目８番地１　⑥昭和55年７月18日　⑦平成25年７月12日　新潟県知事登録旅行業第３―144号　⑧160万円　⑨1100万円

以上４件

東京都港区虎の門４丁目１番20号田中山ビルディング
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博